◎新潟県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和８年11月13日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　県道　住吉上館線

２　供用開始の区間

新発田市八幡字宮田1217番１から同市小見字谷内付192番２まで

３　供用開始の期日　　令和８年11月13日